

国際教養大学地域貢献委員会規程

平成 18 年 7 月 13 日
大学経営会議決定
規程第 74 号

(趣旨)

第 1 条 本学がその機能及び資源の活用により、社会が抱える多様な問題に応えること
によって、地域社会や国際社会に貢献するため、国際教養大学学則第 21 条に基づき、
学内に地域貢献委員会（以下「委員会」という。）を置き、運営その他必要な事項に
ついて、この規程により定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域貢献の基本方針に関すること
- (2) 地域貢献の実施に関すること
- (3) その他、地域貢献に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各課程長又はその代理として課程長が指名する者
- (2) その他学長が指名する教職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(定足数)

第 6 条 議事は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことはできない。

(議決)

第 7 条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決す
るところによる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は大学事務局研究・地域連携支援課に置く。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定め
る。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。